



消防機関が使用状況を把握し、
消防用設備等の設置状況や
防火管理の状況などを確認します。



防火対象物 使用開始（変更）届出書

どんなときに届出が必要ですか

- ・建物を新築，増築・改築・修繕・模様替えしたとき
- ・建物の用途が変わるとき
- ・所有者に変更があったとき
- ・占有者（テナントなど）に変更があったとき
- ・防火対象物の名称が変わったとき など

誰が届出するのですか

建物の所有者や占有者，テナント部分の占有者など
建物または建物の一部を**使用しようとする方**

いつまでに届出が必要ですか

使用を開始する日の**7 日前まで**

どんな書類が必要ですか

届出書に**図面など**を添付し**2部**提出してください

窓口持参にて提出ください。

↳ **2** **3**

届出書は2ページ・3ページの記入例を参考に記載してください。

↳ **4**

必要な添付書類は4ページの「添付書類確認表」をご覧ください。

相談・提出の窓口は

小松市消防本部 予防防災課

小松市園町ホ 110 番地 1 TEL : 0761-20-2708

防火対象物使用開始(変更)届出書

(あて先)小松市消防長		2022年 4月 1日 使用開始の7日前までに届出てください。	
所有者や賃借人等、その事業所を使用しようとする者の住所、氏名、電話番号を記入してください。なお、法人の場合は、法人名及び代表者氏名を記入してください。		届出者 住所 石川県小松市園町ホ 110 番地 1 TEL 0761-20-1119 氏名 株式会社こまつ消防 代表取締役 消防 太郎	
テナント部分のみの変更などの場合はその部分の名称も記入してください。			
所在地	石川県小松市園町ホ 110 番地 1	TEL (0761)	20 - 2707
名称	消防ホテル (レストラン 119)	用途	ホテル (飲食店) 建物の用途を記入してください。テナント部分のみの変更などの場合はその部分の用途も記入してください。
建築確認年月日	2021.5.15 建築確認不要の場合は記載の必要はありません。	建築確認番号	第 ABC 00119 号
消防同意年月日	※	消防同意番号	※第 号
工事着手年月日	2021.6.4	工事完了(予定)年月日	2022.3.29
		使用開始(予定)年月日	2022.4.15
他の法令による許認可	旅館業法による営業許可	消防法令以外の法令で許認可を受けている場合は記入してください。 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれその合計を記入してください。	
敷地面積	2,000.25 m ²	建築面積	325.70 m ²
		延面積	893.10 m ²
従業員数	パート、アルバイトなどを含め、最も多い時間帯の人数を記入してください。 31 人	公開時間又は従業員時間	24 時間 テナントの用途変更などの場合の記入例 変更部分 190.00 m ² 全体 915.18 m ²
屋外消火栓 動力消防ポンプ 消防用水の概要	左記の設備を設置する場合は、概要を記入してください。 該当する工事種別に✓してください。増築の場合は、増築した床面積を記入してください。		
工事等の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 (増築した分の床面積 40.60 m ²) <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要な事項	1階レストラン部分の増築 変更事項などを必要に応じて記入してください。		
※ 受付 欄	※ 経 過 欄		
※印欄は記入の必要はありません。			

様式はホームページからもダウンロードできます。

小松市消防本部 検索

建築基準法
第2条第5
号に規定す
る部分

建物の用途を記入してください。テナント部分のみの変更などの場合はその部分の用途も記入してください。

防火対象物棟別概要 (第1号)	用途	ホテル (レストラン)			
	主要構造部	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他 (<u>建築基準法第2条1項7号</u> <u>建築基準法第2条1項7の2号</u>)			
	建物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 (準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものを含む) <input type="checkbox"/> その他 ()			
	内装制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 不燃材料 <input checked="" type="checkbox"/> 準不燃材料 <input type="checkbox"/> 難燃材料) <input type="checkbox"/> 無			
	種別	床面積	用途	無窓階	設置されている消防用設備等
	階別	m ²	階毎の用途		設置されている消防用設備等を階毎に記入してください。
	1階	331.50 <small>うち増築部分 40.60</small>	ロビー レストラン	<input type="checkbox"/> 無窓 <input checked="" type="checkbox"/> 普通	消火器, 屋内消火栓設備 自動火災報知設備, 火災通報装置, 誘導灯
	2階	280.80	客室	<input type="checkbox"/> 無窓 <input checked="" type="checkbox"/> 普通	消火器, 屋内消火栓設備 自動火災報知設備, 誘導灯
3階	280.80	客室	<input type="checkbox"/> 無窓 <input checked="" type="checkbox"/> 普通	消火器, 屋内消火栓設備 自動火災報知設備, 誘導灯	
階			<input type="checkbox"/> 無窓 <input type="checkbox"/> 普通	各階ごとに 無窓階に該当する場合「 <input type="checkbox"/> 無窓」 無窓階に該当しない場合は「 <input type="checkbox"/> 普通」の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> してください。 無窓階の該当有無については添付資料で判定根拠を記載してください。	
階			<input type="checkbox"/> 無窓 <input type="checkbox"/> 普通		
計					

階数が5以上又は同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付してください。

○印 ⇒ 図書の添付が必要なものです。

※印 ⇒ 変更等が生じた階についての図書の添付が必要なものです。

添付書類確認表

必要な添付書類

工事等の種別，防火対象物の位置，構造及び設備の状況並びにその使用状況		案内図	配置図	各階平面図	立面図	建具表	仕上表	消防用設備等の概要図	普通階・無窓階計算書	占有者一覧表
		各階平面図と消防用設備等の概要図に記載する事項は3ページをご確認ください。								
(1) 新築	イ 法8条義務がなく，かつ，法17条義務がない防火対象物	○	○	○						複数の占有者がいるテナントビル等で必要と認める場合
	ロ イに掲げるもの以外	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 増築，改築，移転又は部分的な除去	イ 増築，改築，移転又は部分的な除去後に於いて法8条義務及び法17条義務がない防火対象物	○	○	○						
	ロ イに掲げるもの以外	○	○	○	※	※	※	※	※	
(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替え		○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 修繕又は模様替え等	イ 建物の構造又は主要構造部の変更	○	○	※	※					
	ロ 開口部の変更	○	○	※	※	※				
	ハ 内装の変更	○		※			※			
	ニ 防火区画の変更	○	○	※						
	ホ 避難施設の位置，構造，設置数又は幅員の変更	○	○	※						
	ヘ 敷地面積の変更	○	○							
(5) 用途変更	主要事項に変更がない場合の全部用途の変更	○		※						
	主要事項に変更がない場合の一部用途の変更	○		※						
(6) 主要事項に変更がない場合の所有者，管理者又は占有者（テナント等の一部占有者を含む）の変更		○								
(7) 主要事項に変更がない場合の防火対象物の名称の変更		○								

備考

- 1 法8条義務とは消防法第8条第1項の規定により，防火管理者を定めなければならないことをいう。
- 2 法17条義務とは消防法第17条第1項の規定により，消防用設備等を設置しなければならないことをいう。（法第17条第3項，第17条の2の5第1項及び第17条の3第1項並びに令第29条の4及び第32条の規定により当該消防用設備等を設置することを要しないこととされる場合を含む。）
- 3 主要事項とは，建物の構造，主要構造部，開口部，内装，防火区画，避難施設の位置，構造，設置数若しくは幅員，設置されている消防用設備等，敷地面積，建築面積又は延べ面積をいう。
- 4 案内図で敷地の形状，道路の幅員と位置，敷地における建物の位置，方位などが確認できる場合は配置図の添付を省略することができる。
- 5 普通階・無窓階計算書は，無窓階の判定根拠を各階平面図，立面図及び建具表において示す場合は省略することができる。
- 6 ○印は，図書の添付が必要なものを示す。
- 7 ※印は，変更等が生じた階についての図書の添付が必要なものを示す。